

開会 午前 9時00分

#### 開 会

議長（板谷 信君） ただいまから平成22年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。

#### 開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

#### 諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月15日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認2件、報告4件、議案7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

平成22年度がスタートして3カ月近くが経過いたしました。

国政においては、鳩山内閣が普天間飛行場の移設、さらには政治とカネを巡っての問題などから支持率が急落、総辞職という事態となり、新たに菅内閣が発足いたしました。菅内閣が発足早々参議院議員選挙に突入することとなりました。今日が、その公示日であります。

安倍内閣、福田内閣、麻生内閣はそれぞれ1年、民主党政権にかわって鳩山内閣が9カ月足らずで総辞職、菅内閣の誕生まで、小泉内閣退陣後わずか3年9カ月しかたっていないのに5人目の総理大臣が誕生するという異常な事態となっております。このように不安定な政治状況は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼしております。

政府は、6月22日の閣議で、地域主権戦略大綱を決定しました。この大綱は、中央省庁が縦割りで用途を決めている現在の地方向けひもつき補助金を見直し、地方が自由に使える新制度、一括交付金を平成23年度から段階的に導入することを柱としております。一括交付金については、対象となる補助金の範囲を最大限広く設定することを明記し、23年度からは施設整備など投資関連の補助金を対象とし、24年度からはサービス給付など経常的な補助金を対象としております。具体的には制度設計などについては秋からの予算編成で議論するとしております。また、大綱は国の出先機関原則廃止と事務、権限の地方移譲の進め方についても提示、年内をめどにスケジュールなどを示すアクションプランを策定し、来年の通常国会への関連法案提出も含め、可能なものから速やかに取り組むとしております。ただ、大綱は、制度設計には関係省庁との検討が必要だと明記し、交付計画や予算執行にも省庁が事前に関与できるようにしており、当初目指した地方の自由裁量の拡大からは後退したものとなっております。

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しております。このため、国が地方に優越する上下関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していこうというものであります。川根本町としても、主体性を持ったしっかりしたまちづくりが推進できるような体制を整えていかなければなりません。

我が国の景気は、海外経済が改善する中で、緩やかに回復しつつあると言われております。輸出や生産が増加を続け、設備投資が持ち直しに転じつつあり、雇用、所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでおります。個人消費についても、各種対策の効果もあって、耐久消費財を中心に持ち直しております。住宅投資は下げどまっておりますが、公共投資については減少しております。

先行きについては、景気は緩やかに回復していくと見られております。すなわち、輸出や

生産は、増加ペースが次第に緩やかになっていくものと思われませんが、海外経済の改善が続きますので、増加基調を続けていくと見られております。国内需要は、持ち直しを続けるものの、設備・雇用の過剰感が強いことなどから、当面緩やかな持ち直しにとどまる可能性が高く、この間、公共投資は減少を続けるものと見られます。

川根本町においては、緊急対策としての臨時交付金事業などの効果もあって、ある程度は公共事業も確保されました。また、住宅リフォーム推進事業での商品券補助は住宅改修を促し、プレミアム商品券の発行も消費面での効果を生んでおります。とはいえ、慢性的な不振にあえぐ林業、近年のお茶離れにより需要が低迷する茶業、入り込み客数は横ばいながら宿泊客数の減少など観光客の消費が減少傾向をたどる観光事業など、依然として厳しい状況が続いております。

茶業の凍霜害による被害の状況を1番茶について見ますと、これは全協において説明をさせていただいたもので、町内28の大型共同茶工場の集計から見たものでありますが、生葉生産量は昨年が109万4,884kg、本年は95万3,011kgで前年の約87%、荒茶生産量では昨年が25万2,643kg、本年が21万7,476kgで前年の約86%、これを荒茶販売額で見ますと、昨年が9億1,400万円で、平均単価は1kg当たり3,188円、本年は販売額7億6,100万円で、平均単価は3,500円となっております。単価では約10%高く売れた勘定になりますが、荒茶販売額で見ると4,450万円の減で、前年の約94%にとどまっております。昨年が特に悪い状況でありましたので、過去3年の平成19年から21年の3カ年の平均と今年を比べると、販売額で1億3,100万円、約15%のマイナスとなっております。

この、凍霜害の被害に対する町としての支援策についてであります。農協からの農家の資金借り入れに対する利子補給については既に考え方を述べさせていただいております。現在は1番茶が終わって調査を進めている段階であり、凍霜害の影響の全体を十分に把握できておりません。また、今後2番茶等の動向も見ていきたいと考えておりますし、周辺市町の対応ももう少し見た上で、効果的な対応策を考えていきたいと考えております。もちろん、島田とか牧之原地域とは茶園の規模、茶工場の経営形態なども違いますので、他の市町の対応も参考にしていくということでもあります。行政の対応には当然限界もあります。自らを助ける者を支援するのが補助制度でありますので、基本的には自助努力を促す方向で川根本町としての対応策を考えていきたいと考えております。

また、茶業に対しては凍霜害ばかりでなく、もっと深刻な茶業そのものの不振にどう対応していくかという大きな問題がありますので、長期的な視点に立ってじっくり腰を据えて考えていかなければなりません。川根茶という優良ブランド、それをさらにどう磨き、どう維持していくのか、川根茶を川根本町のまちづくりにどういかしていくのか、極めて重要な課題だと思っております。これは産業課ばかりでなく、商工観光課、企画課も含め、横断的なプロジェクトチームを編成して多角的にアプローチしていかなければならないテーマだと考えております。

また、地域経済に関しては、観光事業の落ち込みも大変気にかかっております。本年は株式会社時の栖が「もりのくに」の指定管理者になったことや、まちかど博物館の認定など、新しい要素もあって、ある程度の期待も待っておりますが、そこそこの入り込み客数をキープしながらも宿泊客数が大幅に減少し、飲食店や土産品店の売り上げも減少しているようであり、ことに寸又峡温泉は往時に比べ宿泊施設や飲食店などの廃業も目立ち、温泉街としての雰囲気も損なわれ、夜のにぎわいも失っております。

地域の活性は人の数によってもたらされるものであり、定住人口をいかにして増やすかということももちろん大切であり、そのための施策も進めていかなければなりません。交流人口を増やすための施策も極めて重要であります。人口が減少し、高齢化が進む本町にとって、観光振興は大変重要な施策であると思っております。ニューツーリズムの試行など新しい試みもなされておりますが、何らかの手を打たなければならないところに来ているのではないかと感じております。

富士山静岡空港の開港に伴い、知事のティーガーデン・シティー構想、これは空港周辺を中心に描かれておりますので、これと奥大井地域を結びつけるため、空港から大井川沿いに南アルプスまでの広域的な街道づくりを進めようとしてきましたが、これも軌道に乗ろうとしております。単なる街道ではなく、S Lの大井川鉄道、アプト式鉄道の井川線、香り豊かな川根茶を生み出す茶畑の畝、まちかど博物館、温泉、豊かな森林、大井川等々ネットワーク化し、ストーリー展開を図っていけば面白い地域になると思っております。そして、それらとともに宿泊基地として寸又峡温泉地域の再生についても考えなければならない時期を迎えているのではないかと感じております。

6月8日には、東洋大学の青木辰司先生がお見えになり、懇談の機会を待つことができました。青木先生は昨年3月に開催したまちづくりフォーラムにお招きした先生で、日本におけるグリーン・ツーリズムの第一人者でいらっしゃいます。昨年の全国グリーン・ツーリズム大会に参加したのが縁で、本年4月から、本町の職員1名を2年間の契約で派遣することにいたしました。そんな関係もあって、静岡市に講演で見たのを機に本町を訪れたものでありますが、本町はいろいろな資源に恵まれ、大きな可能性を秘めたところだとおっしゃっておられました。また、来年の新茶時期には、東洋大学の学生をワーキング・ホリデーということで農家に泊めていただき、地域の中に入ってお茶のお手伝いをさせたいというお話もされておりました。これからの観光振興、まちづくりを考える上で期待の持てる提案だと思っております。

また、6月5日には、静岡県日中友好協議会の石田事務局主任のご案内で、中華人民政府の季さんと通訳の王さんが本町を訪ねております。季さんは龍泉のご出身でいらっしゃいますが、金谷まで出迎え、S Lで千頭駅へ、そして車を利用して長島ダムから寸又峡温泉、夢の吊橋まで行き、茶茗館でお茶を飲んでいただき、役場でお別れをしました。S Lの車中では車窓に目をやりながらお弁当をおいしいと言って食べられ、夢の吊橋では水の青さに感激

され、茶茗館では岡部の玉露の郷で飲んだ抹茶は口に合わなかったけれど、茶茗館で飲んだ天空のお茶にはとてもおいしいと言っておられました。帰りがけの車中でも、川根本町で過ごした時間を楽しげに語っておられたそうであります。季さんが龍泉出身ということで、訪日に当たって龍泉市長から川根本町も訪ねるよというお話を受けてのわずか半日の訪問ではありましたが、好印象を持って帰られたものと思っております。龍泉市との友好都市提携が今後どのように進展していくのか、現段階ではわかっておりませんが、しっかり地に足の着いた対応をしていきたいと思っております。

最後に、平成21年度の決算見込みであります。歳入合計は65億756万円、歳出合計は58億3,526万円、差引額、いわゆる形式収支は6億7,230万円で、翌年度へ繰り越すべき財源6,035万円を控除した6億1,195万円が純繰越金で、いわゆる実質収支見込額となります。実質収支見込額を標準財政規模で除した実質収支比率は14.9%となっております。また、21年度の実質収支から20年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3億2,863万円の黒字となりました。また、単年度収支に財政調整基金積立金、繰上償還額の実質的な黒字要素を加えた単年度実質収支は3億3,604万円の黒字となりました。大幅な黒字の要因は、歳入では特別交付税が予算に比べて大幅に増えたこと、また各種経済対策としての臨時交付金の増額に伴い予算規模が膨らみましたが、歳出面でそれらを含む入札差金や行政改革に伴う経費節減等による執行残であります。

以上、簡単ではありますが行政報告とさせていただきます。

今回の定例会で提案するものは、専決処分に係る承認2件、報告4件、条例の一部改正等4件、補正予算3件の合わせて13件であります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。  
議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、高畑雅一君、1番、中野暉君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの6日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月29日までの6日間に決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
税条例の一部を改正する条例について)

議長(板谷 信君) 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 承認第1号、専決処分した事件の承認について、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案の3ページ及び新旧対照表の1ページをごらんください。

今回の税制改正は、国民の税制に対する不信感・不公平感を払拭し時代の変化に対応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するために、納税者視点を明確にして、納税者の立場に立って公平、透明、納得の原則のもと、税制全般が見直されました。

今回の条例改正の主なものは、相対的に高所得者に有利な所得控除から手当へと転換するため、こども手当の創設と年少扶養親族に係る扶養控除の廃止が地方税法で改正されたことに伴い所要の規定を整備するものと、たばこ税の税率の引き上げが主なものです。

最初に、こども手当の創設と年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴う改正ですが、年少扶養親族の扶養控除が廃止されると、年少扶養親族を扶養しておられる方の住民税の非課税限度額が把握できなくなるため、給与支払者と年金支払者に対し、年少扶養を含めた扶養親族数の報告義務を課すため扶養親族申告書を創設する改正です。

次に、たばこ税の引き上げですが、現行1,000本当たり3,298円を4,618円に、旧3級品につきましては、1,564円を2,190円に引き上げる改正です。

3つ目に、平成21年度から個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されましたが、特別徴収の基準の一つに介護保険が年金特徴されていることが条件となったため、65歳未満の給与特徴者で年金所得がある場合、年金所得分の税額については給与からの天引

きができなくなり、普通徴収で納付することとなりました。このため、65歳未満の給与特徴者で年金所得がある方たちにつきましては、平成20年以前と同様に、年金所得分の税額も給与から天引きできるように改正するものと、65歳以上の年金受給者につきましては21年度の改正どおり年金特徴とするための改正です。

4つ目に、平成24度から上場株式に係る税率の20%本則課税にあわせて、少額の上場株式投資のための非課税措置創設に伴う改正です。

5つ目に、現在課税停止している特別土地保有税の非課税部分を除くとした読み替え規定について適用期限が経過したため削除する改正です。

このほか、国税である法人税の改正に伴う地方税法の改正があり、地方税法に頂ずれが生じたため町税条例を改正するもの、法律名の変更による改正が今回の条例改正の内容となっております。

これらの制度改正の施行期日や経過措置については、附則により規定しております。

以上、専決処分した事件の承認について、川根本町税条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従って質疑を行います。

まず最初に19条と31条の3項についてですけれども、法人町民税の延滞金と均等割の税率に関する条文で、国税である法人税の改正に伴う地方税法の改正により、地方税法に頂ずれが生じたために町税条例を改正するという説明だったんですけれども、法人税の改正に伴うというこの法人税の改正というのはどういうものなのかをお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、36条の3の2と同条の3の3についてですけれども、子ども手当の創設と抱き合わせということで、財源確保とも言われているんですけれども、年少扶養親族にかかわる扶養控除の廃止に伴って、給与支払者や年金支払者に対する扶養親族数の報告義務を課するための条文追加ということですから、児童手当との差し引きということで、今年度負担増となることが見込まれる世帯がかなりあるのではないかと思いますけれども、その世帯数を把握しているかどうかお聞きいたします。

それから、また控除廃止により非課税だった世帯が課税世帯になる場合が出てきますけれども、こういう世帯数の把握した数字。それから非課税世帯のときは受けられていた子育てサービスとか負担軽減措置について、施行について当町はどのような状況なのかをお聞きいたします。

それから、施行は23年1月1日ということですので、専決する理由には当たらないのでは

ないかと思うんですけれども、4月1日施行の分があるということでやったのか、それとも1つの税法改正ということでやったんだと思いますけれども、分離してこのような重大な問題について専決ということはやるべきではないと思うんですけれども、専決にした理由をお聞きいたします。

それから、第44条第2項と3項ですけれども、21年度から始まった個人の住民税の年金特徴についての規定ですけれども、この年金特徴者の数、それからこの改正で年金特徴でなくなる人数の見込み数についてお聞きいたします。

それから、44条第4項で、65歳以上の町県民税の年金特徴を継続するための条文追加がされていますけれども、これは時限立法なのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、54条の6項ですけれども、ここで削除されているわけですが、削除される地方開発事業団という規定が削除になるわけですが、地方開発事業団が廃止されたということですが、具体的にこの地域に身近な関係があるものがあつたら教えてください。

54条第7項では、地方税法施行規則の改正で項ずれが生じたための改正との説明だったんですけれども、閲覧の基準の中で増えているんですけれども、何が閲覧基準の中で増えたのか教えてください。

それから、95条と附則の第16条でたばこ税の引き上げについて出ていますけれども、このことで、1箱当たり100円ぐらいの値上げになると見込まれるという説明が前の全協であったんですけれども、今の売り上げ状況で見た場合、どれだけ町に増収が見込まれるのか、お聞きいたします。

また、その増収分で喫煙者への健康保持支援策などを何か対策を講じる考えがあるかどうか、伺います。

それから、附則第19条の3ですけれども、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得などの非課税措置導入に伴う条文の追加との説明だったんですけれども、これが当町での影響、やっている状況がありましたら教えてください。

以上です。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初の19条と31条の法人税の改正の内容についてですけれども、大法人の100%子会社に対しましては中小企業向けの特例適用が廃止というか、見直されるなど、グループ法人に対する課税の見直しが今回の改正の主なものです。それで、地方税に影響する法人税の改正につきましては、精算課税制度というのが廃止されたものです。

次に、36条の3と同条3の3についての年少扶養の廃止ですけれども、年少扶養の廃止になるのは、所得税が平成23年分から、住民税が平成24年度からです。24年度負担増となる世



帯は平成22年度と同一といたしますと390世帯ほどが負担増となりますが、子ども手当がこの負担増を上回りますので、トータルでは負担増となりません。

次に、控除廃止により非課税であった世帯が課税になる世帯という質問ですが、22年度の課税データを見たところでは、非課税から課税になる世帯はありませんでした。

次に、非課税世帯が受けられるサービスや負担軽減措置についてですが、これが変わらないように、これまで非課税の人は例え課税になってもこれまでどおりのサービスが変わらないようにするのが今回の条例改正の目的ということです。

次に、専決処分した理由についてですが、地方税法が4月1日で改正施行されているので、地方税法に合わせる必要があるということで、今回専決処分させていただきました。

次に、44条の2項、3項で、年金特徴者の数ですが、21年度当初で453人おりました。それで、次の年金特徴でなくなる人数の見込みということですが、年金特徴の方がこれまでどおり年金特徴を続けるようにするための条文改正が44条の4項でなされていますので、年金特徴でなくなる人はおりません。

次に、年金特徴は時限立法かということですが、そうではありません。

次に、54条の5で削除する地方開発事業団とは何かというご質問ですが、これは複数の地方公共団体で住宅や工業用水道、道路などの事業を行うために設置される行政組織であります。

次に、閲覧基準で何が増えたのかというご質問ですが、これは電子申告された資料を見られるようになったという一文が入ったために頂ずれが生じたものです。

次に、たばこ税の値上げの増収見込みですが、これについては平成10年から3回、たばこ税の引き上げが行われておりますが、税収はほぼ横ばいでありまして、ですから、今回も増収は見込んでおりません。

次に、喫煙者の支援ということですが、これは増収と見込んでおりませんので、これはなしということです。

最後の上場株式の非課税口座の件ですが、町内で非課税口座をされる方は多分数名程度ではないかと予想されますので、影響額は多くも数万円と予想されます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（板谷 信君） 質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。再質問します。

4月の全協で配付された資料をもとに先日全協に持って行かなかったものから、全くきょう聞いた、ほかの方は持って行かれたんだと思うんですが、私も持って行かなかったもので質問ができなくて、今回質疑通告をしたんですが、幾分何か所かで勘違いをしているところが今、課長の答弁によって、勘違いだなと思うところもかなりあったんですが、2点目の36条の3の2と同条3の3というところの質問に対するお答えで、390世帯が負担増になる見込みだけれども子ども手当の方が額が上回るので、

負担増になる世帯はないというお答えだったんですけれども、本当にそうなんでしょうか。ちょっとわからないんですけれども、世間では報道など、テレビとか新聞などでもよく子供がいらっしやらないお宅の扶養家族控除がなくなって、もうそれは丸々負担増になるよとか、それから、ここ年少者だけだから国のほうの制度では負担増が起きるといことなんでしょうか。そこがちょっと、町の地方税法では年少扶養親族の扶養控除がなくなるということだけだから、だから、その点では負担増は負担が増えることはないということなんでしょうか。

それともう一つ、同じ続きなんですけれども、子ども手当というのは、月2万6,000円交付すると言っていたのを、今年度は1万3,000円しか、半額しか交付しないということで、来年度もわからないというか、もう交付しないよと、地方自治体に子育てのための支援金みたいなもので交付するというふうに言われているものですから、個人のところには2万6,000円は来ないわけなんですけれども、それでも児童手当が今までは1万円、中学生までの子供さんですけれどもあって、そういうところの子供さんにとっては、子供さんをお持ちのお宅では、1万3,000円だから、1万円に比べると3,000円しか増えない。5,000円のお宅もあったんですけれども、そういうことで、そんなに実際には増えていないわけですね。そこで、こういう年少扶養親族の控除の廃止があっても、なお本当に負担増にならないのかどうか、それを差し引きしても、その点を確認いたします。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 年少扶養に関しては、2万6,000円が今後どうなるかという問題になりますけれども、2万6,000円という金額であれば負担増になる家庭はありません。

（「1万3,000円なら」の声あり）

税務課長（筒井佳仙君） ですから、トータルでは増えないということによろしいですか。

（「1万3,000円で」の声あり）

税務課長（筒井佳仙君） ですから、1万3,000円とすると人によって増える方があるかと思えますけれども、それは所得税は子ども手当が満額支給される23年から施行されますので、今年度課税されるわけではないので負担増となる家庭はありません。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） わかりました、今の説明で。

要するに、今年度のことを見て負担増にはならないというお答えだったということですね。だけど、今年もらう分で来年度の課税になる分では負担増もあり得るということですか。来年度はもう今の政権、交代することはありませんし、選挙公約マニフェストにも2万6,000円の全額支給は消えてしまっていますし、個人へ子供1人当たり2万6,000円来るといことはないというふうな状況ですよ。1万3,000円が来年度ずっと継続されても、今まで控除されていた33万円ですか、控除されていたわけでしょう、扶養親族控除。それを差し引いても負担増にはならないという見通しなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 子ども手当が2万6,000円が現金で支給されるかどうかという今、議論がなされておりますが、2万6,000円であれば負担増にはなりません。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて）

議長（板谷 信君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案12ページ、新旧対照表の18ページをごらんください。

地方税法の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日施行されるに伴い、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、同日専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容としましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の算定に係る所得割のうち、給与所得について、100分の30として適用するものであります。

そして、この特例対象被保険者等の認定に関する必要認定書類等を定めるものであります。

また、他については、地方税法の一部改正に伴う根拠条例のずれを改めるものや文言の整備を行うものであります。

以上、御報告申し上げ、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

自発的失業者の国保税を給与所得の100分の30で計算するという軽減措置の創設に伴う条例改正ですけれども、通告をされていて、この点を昨日確認をしまして、軽減の対象者がリストラによる人たちだったら対象にすべてなるのかということで、通告はリストラなら減少額が幾ら減少していてもわずかしか減少していなくても基準が対象になるのかというような通告を出しました。でも、昨日の課長さんの説明では、リストラされていて現在も失業中の人に限るんだということで納得をしましたので、その次、もう1点の国保会計の収入減に対して国保会計、結局収入減るわけですね。それに対して国から何らかのこの補てんとか対策があるのかどうか、その点を確認いたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 今の御意見ですけれども、この軽減について、どのような形で補てんされるかということだと思えますけれども、軽減額については本算定をまだ行っておりませんのでちょっとここではわかりませんが、この国保の特別調整交付金等でその分については補てんされるということになっておりますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は承認することに決定しました。

日程第5 報告第1号 平成21年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(板谷 信君) 日程第5、報告第1号、平成21年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 報告第1号について御報告申し上げます。

報告第1号は、平成21年12月定例会、平成22年2月臨時会及び3月定例会において御承認をいただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、きめ細かな臨時交付金事業等に係る平成21年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、川根本町役場本庁舎太陽光発電施設設置事業は、翌年度繰越額2,632万1,000円、北部地域振興センター太陽光発電施設設置事業は、1,256万1,000円、川根本町役場庁舎屋上防水改修事業は、翌年度繰越額3,843万円であります。

第3款民生費、第2項児童福祉費、事業名、子ども手当システム改修事業は、翌年度繰越額356万1,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、簡易水道事業特別会計繰出金、南部簡易水道田代地区配水管布設替事業分につきましては、翌年度繰越額1,200万円であります。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道寸又線改良事業は、翌年度繰越額1億3,339万2,000円、原山治山事業は、翌年度繰越額150万円、作業道維持補修事業は翌年度繰越額600万円、林道維持補修事業は1,420万円であります。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、寸又峡遊歩道落石防護網設置事業は、翌年度繰越額800万円、温泉事業特別会計繰出金、寸又峡温泉引湯管布設替事業分は、1,000万円です。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町道維持修繕事業は、翌年度繰越額300

万円、道整備交付金事業、町道小長井田代線舗装工事は560万円、町道改良事業は1,834万円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の町道維持補修事業は、翌年度繰越額810万円です。

第4項住宅費、事業名、町営住宅維持修繕事業は、翌年度繰越額5,664万円です。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、常備消防事務委託業務、救助工作車更新負担分は、翌年度繰越額1,332万3,000円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の常備消防事務委託業務（島田消防本部庁舎前拡張工事負担分）は、翌年度繰越額127万5,000円、防災行政無線中継局蓄電池交換事業は、翌年度繰越額430万5,000円、全国瞬時警報システム設置事業は、翌年度繰越額968万1,000円です。

第10款教育費、第2項小学校費、事業名、電子黒板機器購入事業は196万円、理科等教育設備整備事業は、翌年度繰越額278万3,000円、小学校体育館維持修繕事業は、翌年度繰越額607万円です。第3項中学校費、事業名、電子黒板機器購入事業は98万円、理科等教育設備整備事業は、翌年度繰越額164万9,000円、中川根中学校校舎等改修事業は、翌年度繰越額781万2,000円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道家山線災害復旧事業は818万円、林道平田線災害復旧事業は5,029万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

#### 日程第6 報告第2号 平成21年度川根本町一般会計事故繰越し繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第6、報告第2号、平成21年度川根本町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

事故繰越し繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第2号は、平成21年度川根本町一般会計事故繰越しについて報告するものです。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、塩郷駅前駐車場整備工事につきましては、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内完成が難しくなったため事故繰越しとさせていただきます。

翌年度への繰越額は368万5,000円です。よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第7 報告第3号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計  
繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第7、報告第3号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第3号は、本年3月定例会において御承認をいただきました平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、事業名、町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業は、翌年度繰越額301万4,000円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業南部簡易水道田代地区配水管布設替事業は1,670万円です。

以上でございます。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第8 報告第4号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越  
明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第8、報告第4号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第4号は、本年3月定例会において御承認をいただきました平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費、事業名、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業寸又峡温泉引湯管布設替事業は翌年度繰越額1,000万円です。よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第9 議案第30号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例及び川根本町職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第9、議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案20ページから34ページをごらんください。

新旧対照表は、24ページから42ページとなります。

国の法律である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、平成21年法律第65号、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、平成21年法律第93号による地方公務員の育児休業等に関する法律、平成3年法律第110号の一部改正が平成22年6月30日から施行されます。

これらの一部改正により、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正が行われるものですが、改正趣旨は次のとおりです。

最初に、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第8条の3の改正につきましては、3歳以下の子供を持つ職員の請求があった場合には、家に他に面倒を見る者がいたとしても、災害などの特別な理由がある場合を除き、時間外勤務をさせてはなりません。

また、小学校以下の子供を持つ職員についても、同様に職員の請求があった場合には、家に他に面倒を見る者がいる場合でも1カ月で24時間、1年間で150時間以上の時間外勤務時間の制限が設けられます。

さらに同条の改正におきまして、家に介護すべき方がいる場合、職員の請求があった場合には、育児と同様に時間外勤務の制限を行わなければならないこととなります。

次に、川根本町職員の育児休業等に関する条例についてですが、第2条の改正につきましては、これまで配偶者が育児を行っていた場合には育児休業をとることができませんでした



が、今回の改正により配偶者ととも育児を行うことができるようになります。

この改正は、第9条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第2条の2の条文の追加ですが、子供が生まれた日から起算して57日間以内に最初の育児休業をとった職員は、特別な理由がなくても、子供が3歳に達する日までに再度の育児休業をとることができるようになります。

次に、第3条の改正では、育児休業をとってから3カ月を経過している場合には、特別な理由がなくても再度の育児休業をとることができるようになります。

この改正は、第10条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第5条の改正は、育児休業をとっていた職員とは別な者がその子供の面倒を見ることができるようになった場合、これまでは育児休業が取り消されることとなっていました、改正によって一緒に育児をすることができるようになります。

この改正は、第13条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第14条の改正ですが、育児短時間勤務をとっている職員についても、時間外勤務を行うことがあります、その時間外勤務を行った場合の手当の基準を規定したものです。

この改正は、第19条の任期付短時間勤務職員の規定についても同様です。

次に、第20条の改正ですが、育児休業等と同様に、部分休業をする職員についても配偶者と一緒に部分休業をとることができるようになります。

最後に、附則ではこの改正前に出された育児計画についての経過措置について規定されています。

以上、川根本町におきまして、国の法律改正に伴う条例の規定の整備を行う改正案を上程するものです。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

この条例改正で休暇をとられる職員が増えることが予想されるというか、増えてほしいわけですし、気軽にまた使えるようにしていかなければいけないわけですがけれども、そのためにも自分が休むと、例えば夫婦で2人休むと職場への影響、仕事への影響など気になって、やっぱり遠慮してしまうというか、とれない状況になるということを行政として、町長としてどのようにそういうことを解消するために考えておられるのか、お聞きいたします。

そしてまた、これは公務員の特権ということで終わってはいけないことだと思うんです。公務員だけいいなと思われるようではよくないわけで、このことが民間、一般のほかの職場にも波及していったら、どの職場でもこういうことができるようになれば子育てが本当に楽しくなって、夫婦と一緒に子育てできるよというそういう楽しい子育て、あるいは子供が増えることにつながっていくために、これは非常に重要な改正だと思うんです。行政がそのこと

を民間に広げていけるように、どのような見通しというんですか、民間のほうの対応とか考えておられるのか。もし考えがあったらお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、前段の方であります。

まず最初に、今回の改正では、主として配偶者や面倒を見る人の有無にかかわらず育児や介護にかかわる休業をとれるようなことになることです。鈴木議員の御質疑の休暇をとる職員が増えた場合の職員や職場への影響はどうかという御質疑だったと思いますけれども、これまでの場合、育児休暇や部分休暇を職員がとった場合、その休暇が長期にわたる場合や業務が多忙となる場合などは臨時職員を雇用して対応しております。今回の場合でも、部分休業や育児休暇を申請するケースが考えられますが、これまで同様に所属する課において業務の影響を考えていただき、必要に応じては課内の配置替え等で対応したいと現在のところは考えていく必要が出てくると思います。

なお、今回の改正による育児等に関する休暇の権利も、これまで同様、職員の当然の権利として与えられるものでありますので、その権利を拒むことはできません。あくまでも職員の権利としての休暇を認めた上で、所属課長とも協議の上、業務のスムーズな進行管理に基づいた対応をしていきたいと考えております。

後段の件でございますけれども、後段の件につきましては、民間の対応はということでございますけれども、やはり民間についてはそれぞれの都合がございますけれども、模範となるような私どものほうの対応をしていく予定でございます。

議長（板谷 信君） 質問ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 町の場合は当初予算というのがありますけれども、臨時の支出に対して、必要に対して、また増額補正とかできるわけですね。こういう休暇をとって広がることによって、臨時職員の採用とかそういう必要性が出てきたら、もし当初予算になれば補正も組んでいくということになると思うんですよ。ところが、民間の模範になるようにということで、模範にしたいわけですがけれども、民間の場合は非常に厳しい経営状態の中でやりくりしているわけですね、実態としては。そういう中で、例えば公共事業などの発注に対して、諸経費、見積もりですか、何かあると思うんですけれども、そういうところでこういう事態が発生したときには諸経費の増加もあるよとか、そういうふうな対応も考えられるかどうか、再度お聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 非常に難しい質疑でありまして、私個人的にもそういうことを言っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、これはやはり民間の運営の中で図っていくことですし、またうちの方がこのような対応をしているのでお宅の会社さんも同じような対応をお願いしますよということを強要することはちょっと無理かと思えます。

ただ、それに対する行政は今後どういうふうな手だてをするかというのは、そういうこと

も今ちょっと検討してございませんので、やはりそういうのも検討するというんですか、相談には乗っていききたいなとは私は思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第31号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案35ページ、新旧対照表44ページをごらんください。

平成22年5月19日に国民健康保険法等の一部を改正する法律及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことに伴う根拠条例のずれを改めるものであります。

以上、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 根拠法である国保法施行令とか、改正があって、条文にずれが出てきたので改めるということで、第7条第1項中の法第72条の5を72条の4に改めるというふうに出されているんですけども、これだと1条、何かが根拠法の方で抜けたということになるんですけども、そここのところの説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） この72条の4項を削るというものなんですけれども、これは厚生大臣が指定しました著しく運営の安定を欠く市町村は基準超過費用額の2分の1を国保会計に入れなければならないという項目がありまして、当町については特に影響はないと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁答えていますか。欠けたところ、削除された条項はどこだということを知っています。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） もう一度確認しますけれども、非常に重大な削除だなと思いながら聞いたんですけども、著しく国保運営が困難な市町村、保険者ですね。一般会計から2分の1を繰り入れるとなっていたのを削除するということですか。もう繰り入れなくていいと。それは繰り入れなくて、国保会計だけで著しい運営の困難を乗り越えなさいということになったということなんですか。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） これは、この欄では基準超過額、一応それ以上悪いところについては、その以上を繰り入れなければならないと、基準以上のものを繰り入れなければならないというのがなくなったということなんですけれども、このほかに、先ほどもお話ししました特別調整交付金等で支援するということになっていきますので、この欄についてはなくなったというふうに解釈します。

議長（板谷 信君） 確認します。72条の4項がなくなったということですね。削除されたということですね。

（「はい、そうです」の声あり）

議長（板谷 信君） 繰り上がったということ。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方  
公共団体の数の減少について

議長(板谷 信君) 日程第11、議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の36ページをごらんください。

静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、今回の変更は、芝川町と新居町がそれぞれ富士宮市と湖西市に編入したことに伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要なため、本議会の議決をお願いするものです。

よろしく御審議のほどをお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の37ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、芝川町と新居町がそれぞれ富士宮市と湖西市に編入したことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要なため、本議会の議決をお願いするものです。

よろしく御審議のほどをお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時半にします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第13 議案第34号 平成22年度川根本町一般会計補正予算  
(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第13、議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,174万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業、町道改良事業の追加、日本脳炎ワクチン接種、子宮頸がんワクチン扶助費の増額及び国民健康保険事業特別会計の本算定によるものが主なものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、14万3,000円の増額です。これは、2団体から自然環境保全及び環境改善事業へ活用していただきたいとのことで寄附があったため、この目的に合った、水と森の環境保全基金へ積み立てをさせていただくものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、310万9,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を追加させていただくものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、390万3,000円の増額です。これは、日本脳炎について国からの指導により平成17年度より積極的な勧奨を差し控えてきましたが、平成21年6月に定期予防接種に使用可能な新たなワクチンが位置づけられ、平成22年4月、生後6カ月から90カ月に至る子供を積極的な勧奨の対象とすることになったことに伴い補正するものです。また、本年度から開始しました子宮頸がんワクチン接種扶助につきましては接種希望者が多く、また今回中学生までの5,000円の定額負担額を高校生まで拡大するために増額をお願いするものです。第2項清掃費は63万9,000円の増額です。これは、先日報告させていただきました収集運搬車の事故により、その車両修繕中の作業において代替車両の借上料をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、97万円の増額です。これは、平成21年度に実施しました農道杉崎北線において一部地役権が設定されており、その解除に時間を要したため21年度中に登記ができなかったため、今回お願いするものです。第2項林業費は、1,204万4,000円の増額です。これは緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業として、森林経路整備事業業務及び森林調査事業業務の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、928万5,000円の増額です。これは、地域経済活性化として本年度から実施しております住宅リフォーム推進事業補助金の要望が多いため追加、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業の中の地域人材育成事業として富士山静岡空港等からの外国人観光客対策としての観光ガイド育成事業及び千頭温泉調査費用分の温泉事業特別会計繰出金をお願いするものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、2,660万円の増額です。これは、接岨トンネル照明取り替え費用、地名中央線舗装工事、千頭沢間線改良工事の事業費の増額、瀬沢境川線改良工事の追加と3月議会において地域活性化公共投資臨時交付金を町道改良事業分としてまちづくり基金に積み立てた1,758万2,000円を活用し、久野脇島線改良工事の増額及び上長尾高郷線改良工事の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第2項小学校費は、307万5,000円の減額です。これは、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業中央小学校体育館屋根塗装工事重複事業費307万5,000円について、平成22年度予算から全部を減額するものです。

第3項中学校費は、687万2,000円の減額です。これは、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業中川根中学校校舎改修工事重複事業費781万2,000円について、平成22年度予算から全部を減額、本川根中学校格技場耐震診断業務委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は12万1,000円の増額です。これは、国民健康保険



事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を追加するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は、220万9,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の追加によるものです。

第2項県補助金は、1,708万4,000円の増額です。これは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業3事業の追加によるものです。

第16款寄附金、第1項寄附金は14万3,000円の増額です。これは、自然環境保全及び環境改善事業へと2団体から寄附があったものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は、5,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の平成21年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

第2項基金繰入金は1,758万2,000円の増額です。平成21年度国の補正予算である地域活性化公共投資臨時交付金の一部を3月議会において平成22年度の町道改良事業分としてまちづくり基金へ積み立てた分を今回繰り入れるものです。

第18款第1項繰越金は、960万2,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回提案された補正予算ですけれども、非常にいい点があっただけでうれしかったですけれども、それは子宮頸がんワクチンが県内でうちの町だけということで、静新にも2回ぐらい載りましたし、あちこちからの問い合わせが行政にも来ているし、私のところにも来ているんですけれども、そういうことで増額されるというところでもありがたい補正が上がっています。

その一方で、緊急雇用創出臨時特例対策補助金、県の補助金ですけれども、これが農林水産費とか商工費に充てられているわけですけれども、この説明では、これが将来の雇用確保とか町の活性化につながっていくのかどうか、とても確信が持てないものですから再度質問を通告いたしました。

最初に、6款1項7目の12節、これはそれとは関係ないんですけれども、わからないところを確認したいと思います。登記手数料97万円についてですけれども、ちょっと高いなと思ったものですから、これは質問を通告しました。積算根拠と買い上げるときには登記できなかったものが今回できるようになったので行うという説明だったんですけれども、そのできるようになったという理由を、説明をお願いいたします。

それから、次が同じページですけれども、6款2項4目の13節、細節4の森林経路整備業務委託料602万2,000円と、次の細節5の森林調査業務委託料、同額の602万2,000円なんですけれども、この点が先ほど最初に述べた点ですけれども、まず最初の方の森林経路の方ですけれども、4人の方を4カ月間雇用して、300人工を見ている。それから、指導員が50人工

プラス諸経費の積算だということなんですけれども、新規雇用に半分以上使うという説明もありました。そのことがちょっとよくわかりませんので、その新規雇用に半分以上使うということの説明と、事業内容や、仕事の内容ですね。事業というか、それと場所はどこを想定しているのか。それから、この職員については臨時職員、委託になっているから臨時職員ではないでしょうけれども、委託先に工房などを義務づけるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それから、次の森林調査業務委託料の同額ですけれども、それも調査の目的と調査してどうするのか、活用をどのように考えているのか、そのことについて再度確認をいたしたいと思います。

次に、4点目の質問ですけれども、観光ガイドの緊急創出事業のもう1つですけれども、観光ガイド養成委託料の504万円についてですけれども、この積算根拠と今後の取り組みについてお聞きをいたします。

それから、最後ですけれども、最後の1点は通告をしていません。通告の要件である法令、金額などに関係ないものですので、1点お聞きいたします。

それは12ページの8款土木費、2項1目道路維持費の15節工事請負費で250万円の工事について、工事内容を確認したいんですけれども、地名中央線舗装工事で当初予算が300万円とあってあったんですけれども、それにプラスして延長をすることですけれども、延長の理由としてダンプカーなどの出入りが多いので施工箇所を延長したいという説明でしたけれども、このダンプカーの出入りというのは主には長島ダム溜まった土砂を運んで、地名のところ、塩郷ダムの下に置いているという話を前に聞いたんですけれども、そういうことのためのダンプの出入りが多いんじゃないかというふうに考えました。それで、そうなのかどうか確認したいんですけれども、それから、こういうダンプというと、町内の工事ではあまりないのではないかと思うんですけれども、そのダンプの出入りが多いということで、土木事務所などとの交渉や協議は行わないのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、建設課の関係いたします質問につきまして回答をいたします。

まず最初に、6款1項7目の11節登記委託手数料97万円についてでございますけれども、この積算根拠、買い上げるときに登記できなかったものができるようになったことの説明という御質問でございますけれども、これは先ほどの町長からの提案理由の繰り返しということになりますけれども、平成21年度に徳山地内におきまして実施をいたしました農道杉崎北線の用地にかかわるものでございまして、この工事箇所の上空には中部電力の送電線が通っており、その下の用地の一部につきまして地役権が設定をされておりました。この地役権を解除しないと所有権の移転登記をすることができないということで、地役権解除の進

めましたけれども、その解除に不測の日数を要し、平成21年度中に移転登記ができませんでしたが、今回解除の手續が完了し、移転登記ができるということになったものであります。

それともう1つですが、積算根拠という御質問もございましたけれども、今回の補正にかかりますものは杉崎北線の用地に關しましての分筆登記、それから所有権移転登記にかかわる費用ということでございますけれども、これは土地家屋調査士と司法書士に対してお支払いをするものでございます。内訳といたしましては、土地分筆登記代20件分、それから境界杭の設置費用、また所有権移転のための書類作成業務、これらの費用等が主なものとなっております。

それから、8款2項1目の道路維持修繕の關係でございますけれども、町道地名中央線を通して現在地名付近の大井川へ大型ダンプが砂利を運搬をしておりますけれども、この砂利は長島ダムからの堆積土砂ではないのかという御質問でございますけれども、長島ダムの堆積土砂につきましては、現在運搬方法等を検討中とのことございまして、搬出は現在まだ始まってはおりません。現在運んでおりますのは、砂利組合が県の許可を得まして、大井川の上流で砂利を採取し、それを地名の付近にあります砂利のストックヤードまで運搬をしているものと思われまます。

また、町道につきましては公道でございますので、ダンプを含む車両の通行により路面等が傷んだ場合には、管理者であります町が補修をするということになります。

建設課は以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の質問にお答えします。

6、2、4の13節ですが、町有林林業経路整備業務委託です。町の基幹産業であります林業の従事者を育成、雇用に結びつけることを目的としております。失業者4名を4カ月程度雇用し、町有林の今回は旧本川根地内5カ所の町有林において、林業施業を行うための経路整備を実施いたします。

それから、新規雇用に半分以上使うとの説明ということなんですが、これはこの交付金の緊急雇用創出臨時交付金事業での2分の1以上新規雇用を使うという条件となっていると聞いております。

それから、町有林の森林調査業務委託ですが、町の基幹産業である林業の従事者を育成し、雇用に結びつける。森林経路整備事業と同じような目的になりますが、失業者4名を4カ月程度雇用し、林業施業技術を習得させるために町有林の実態を把握するよう森林調査を実施いたします。

なお、この調査では、将来のF S Cの森林認証林とするための準備も目的の一つであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 7款1項3目の13節観光ガイド養成委託料504万円の積算根拠と今後の取り組みということで御質問がありました。委託料504万円の積算根拠ですが、まだ県のほうへの補助金申請中ですので概算要求の段階ですが、内容としまして、ガイドの新規雇用者2名分を6カ月間雇用を継続しております。これに対する人件費を302万4,000円、それから研修費用として研修会、あるいは講習会等の参加費用と観光協会とか旅館、あとはJTBなどの事業所での現場研修費用に126万円。それで、この養成にかかわる指導員1名分の人件費を約60日分、75万6,000円。合計で504万円の予算要求となっております。概算要求の段階でありますので、研修先等まだ未定であります。予算的に流動的であることを御承知願いたいと思います。

今後の取り組みですが、今年度は中国の観光客を対象にしましてガイド養成を計画しましたが、現在、台湾、韓国からの観光客も見られます。この事業は平成23年度までの事業でありますので、来年度も状況を見ながら、ほかの外国人に対応できるような受け入れ体制を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 質疑ありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問させていただきます。

記憶に新しいところから。最後のところですが、観光ガイドの養成ということで、来年度23年度も継続できるという説明ですが、ちょっと課がまたぎますけれども、同じ緊急雇用創出臨時特例対策の事業が来年度も続くということでしょうか。また、同じように補助金が1,700万円、金額は違うかもしれないけれども、先ほどの林業のほうでも入っていますけれども、それも継続できるということなんでしょうか。

それから、2点目ですが、観光ガイドさんを2人委託するということですね、採用して。2人というふうに考えたのはなぜなんですか。全協でもちょっと聞いたんですけども、もう少しグループ的なものを育成していくということを考えなかった理由を知りたいんですけども、例えば町内に住んでおられる中国人の奥さんというふうなこともちょっと説明があったんですけども、そういうことになりますと、やはり臨時的にこの期間だけ働くということでは、なかなかできない仕事をやっていくわけですから都合が悪いときもあるでしょうし、そういうことに対して、例えばそういう方たちがグループをつくってればお互いに助け合いながら勉強し合って、2人だけではなくもっと複数の観光ガイドさんが養成できて、実戦にすぐ使えるというか、役立てられるのではないかと思ったんですけども、そういう点も検討されたのかどうか。今後どのように活用していかれる考えかをお聞きします。

それから、林業の方ですが、両方とも4人の4カ月分ということですが、この委託先というのは森林組合を考えているんでしょうか。それとも、入札か何かやるんでし

ようか。その点をお聞きします。

それで、林業に関心を持つ人たちを育成して、技術を習得してもらおうとか、そういう基幹産業である林業を今後続けていけるような若い人を育てていきたいということでしたら、やはり継続的にやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、こういう雇用を増やすということはとてもいいことなんですけれども、その継続性についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 最初の質問、この事業は継続事業かという御質問ですが、これは23年度まで3カ年の継続事業ですが、このガイド養成につきましては来年度を事業を行う場合はまた別な人を雇用するというような形になっております。

それから、次の質問、雇用者2名を計画ということですが、もっと多くの人をとという御意見だったのですが、今回につきましては、この事業は補助事業でありますので、雇用を目的ということでありますものですから、今回は2名を契約させていただきました。また、これも予算要求段階ですので、これが2名、あるいは3名というような形になる可能性もあるということで、御了承お願いしたいと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 町有林の森林経路整備事業の委託先はということですが、森林組合を考えております。

それから、もう1つの森林調査業務委託についてですが、全協でも言いましたが、詳細な測量もありまして、高性能の機械を使用することもありますので、測量会社を入札に入れて業者を決めたいと思います。

それから、先ほどちょっと申し忘れましたが、そういうとった委託業者によって職業安定所、ハローワークにおいて募集、公募いたします。

それから、継続ということなんですけど、これも去年も雇用創出ということで実施してきました。それから、以前にもこういう交付金の事業がありましたので、そういうときも活用させていただきましたので、できればまた事業が継続されればやりたいと思っております。

それから、過去にこういう雇用に携わって森林組合に入った方もおります。

以上です。

議長（板谷 信君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号 平成22年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,383万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,616万3,000円としたいというものであります。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況を考慮し、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算と、今後の所要額、財源を再精査したことによる補正内容となっています。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は1,961万3,000円の減額です。これは、本算定に係る療養給付費の減額とそれに伴う財源更正です。

第2項高額療養費は、財源更正です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、8万1,000円の減額です。これは、平成22年度確定による支援金の減額と事務費拠出金の減額によるものです。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は、17万8,000円の減額です。これは、平成22年度確定による医療費及び事務費拠出金の減額です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は、63万4,000円の増額です。これは、22

年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を増額するものです。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は、58万6,000円の減額です。これも、22年度納付金が確定したことによる減額です。

第9款基金積立金、第1項基金積立金は、506万7,000円の増額です。これは、21年度後期高齢者支援分に余剰金が出たため、基金に積み立てをお願いするものです。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、91万5,000円の増額です。これは、21年度退職者療養給付費交付金実績の確定に伴い返還金を補正するものです。

第2項繰入金は、5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は、3,834万8,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより一般被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分の増額及び介護納付金分現年課税分を減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,017万8,000円の減額です。これは、本年度の確定により、現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額と老人保健医療費拠出金分の増額によるものです。

第2項国庫補助金は、1,437万3,000円の増額です。財政調整交付金一般分の増額と支援分、介護保険分の減額による普通調整交付金の補正です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、52万3,000円の減額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の減額、老人保健拠出金交付金の増額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、487万円の増額です。これは、交付確定によるものです。

第6款県支出金、第2項県交付金は、927万円の減額です。これは、交付金確定に伴う減額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は、310万9,000円の増額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分の増額と保険者支援分の増額によるものです。

第2項基金繰入金は、2,106万7,000円の増額です。これは、被保険者の急激な負担増を防ぐため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

第10款繰越金、第1項繰越金は、106万3,000円の増額です。これは療養給付費交付金繰越金及び前年度歳計剰余金です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告では、健全な国保運営を守るための町の対応について何うとだけ通告をしました。それで、課長とヒアリングは一応やったんですけども、その点で具体的に質問をいたします。

どうやって健全な国保運営を守るのかということで、今回も国保税据え置きという手段をとっていただき、本当にほっとしているというか、よかったなと思っているわけですけども、その裏では財源を確保するために基金を取り崩して値上げを回避しているということで、単年度収支は4,000万円ぐらいの赤字になるんだという説明もありました。こういうふうな状況で、退職者の退職療養費の制度が対象者の年齢が縮まって、国保にたくさん、一般の方へ移ってきていると、そのことによって医療費がどうしても増えていく、高齢者が入ってくるものですから医療費が増えるとか、去年の国保税の未収額は20年度決算ですけども3,000万円以上あって、不納欠損も300万円近くやっているとか、決して健全な運営ではないと思うんですね。そういう中で、どうやって健全な、滞納も増えないような、国保税を払うのに住民の人たちが頑張れば払えていけるというような状態を保っていかなければいけないと思うんですけども、私は基金は底があるから一般会計からの繰り入れをやるべきではないとか、また国は国保の負担を、地方への負担を50%から34.5%に減らしたままずっと来ていますし、それを復活させる要求とか、それから保健指導を徹底して早期発見、早期治療に力を入れていき、医療費を高騰化させない努力が必要だとか、低所得者への減免規定が国保税にはあるんですけども、それは実際には実行されていませんので、実行できる所得基準を設けるとか、そういうことを何度もこれまで繰り返し要求してきたわけですけども、そういうことに対してどのように考えておられるか、伺います。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 全般的でちょっとなかなか答えにくい面もあると思うんですけども、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど議員も言われましたとおり、基金の取り崩しをこのまま行きますと、もう4、5年で底をついてしまうということは事実であります。私としましては、基金を減らさないためには町民の皆さんが病気にならないで健康に暮らしていただけることが一番の願いであります。そのためには特定健診とか早期発見、早期治療のための各検診を推奨して、一生懸命やっております。

本年度につきましては、病気にならないための治療ということですか、先ほど議員の方からもお話もあった子宮頸がんワクチンの予防接種、それから肺炎球菌ワクチンの予防接種等、予防接種についていろいろな拡大をしております。病気にならないための施策、もう1つは病気になっても重症化しないための施策をすることによって、医療費ができるだけ少なくすることができるのではないかと考えていますので、この点について、これからもどんどん事



業を進めていきたいと思っております。

あと、減免という問題がありましたけれども、これにつきましてもまた税務課等とも話しながら、ほかの補助制度なり借り入れ等があるようでしたら、そちらの方についてもできるだけそういう方について指導をしていきたいと思っております。

それから、34%という国保の問題ですけれども、これについては議員の言われますとおり、国の方で一般的に助成をしますと、医療機関への受診率というのが高くなると思うんです。その分を町で単独でやっていることによって、国の方は受診率が高くなると医療費も高くなるということで、国の方は考えておると思いますので、それに対しては町としましても削減の方をされていますものですから、考えていきたいと思っております。

以上です。

(「町長はないですか」の声あり)

議長(板谷 信君) 希望ですか。

(「はい」の声あり)

議長(板谷 信君) 指名はできないので。町長。

町長(佐藤公敏君) 国保会計、これだけをとらえると、いわゆる一般会計から繰り入れをしていけば国保税を上げないための手段としてはあり得ると思えますけれども、一般会計そのものもやっぱり税金であるということも1つ考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、国保会計を健全にしていくためにということで、医療費が高齢化も進みますし、だんだん上がっていく、そういう状況の中でなかなか単独の市町で運営していくというのは難しい状況になってきているということも事実だろうと思えます。

そういう中で、新聞等の報道を見ますと、県単位でやろうというような自治体が既に10幾つか話が進んでいるようでもございます。方向としては、将来そういう形になっていくのかなというふうにも思っております。

町としては、先ほど課長から申しあげましたように、できるだけ病気に至らない、そのための予防接種ですとか、ワクチン接種、そういうものに対する助成を増やすなどして、できるだけ健康を維持できるような体制をとっていきたいというふうに思っております。

今日においては、子供の少子化対策は国家的かつ緊急な課題であるというふうに思っておりますので、町としてもさまざまな機会をとらえ、子ども医療費助成に対する国民健康保険療養給付費負担金減額を廃止するように要望はしていきたいと思っております。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第36号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,084万5,000円としたいというものであります。千頭温泉ポンプ故障に伴う調査事業に係るものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉6ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は224万5,000円の増額です。これは、千頭温泉ポンプ故障に伴い、千頭温泉の揚湯試験及びガス調査の委託料を増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、224万5,000円の増額です。千頭温泉の調査費分を繰り入れるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

千頭温泉の調査委託料なんですけれども、調査してその後のことが非常に大きな町の課題になってくるわけなんですけれども、調査の目的は、一応今後の修理方法をどのようにするかということを検討するためだという、検討材料とするということなんですけれども、それでもなおガスの状況を調べるということで、結局はもうこの調査の目的というのはガスを分離できる高額なポンプを据えつけるのかどうか、どれくらいの位置、水中、どこら辺につけたら効果的にくみ上げられるのかという調査に結局は集約されるのではないかと思うんです。そういうことについて、4件の旅館の方たちが営業に使っているということで、配湯を約束している以上は、契約といっても何か終わりのない契約だから、それが法的にどこまで通用するのかなというふうな疑問はありますけれども、当面はとにかく営業されていらっしゃる方々を守ることも必要だから、何らかの方法で配湯は続けなければいけない。そうすると、この調査によって、その高額なポンプをつけるのかどうか、あるいはつけなくて今、接岨から運んでいるような対応をするのかどうかということが考えられるわけなんですけれども、町としては今後のことをどのように考えているのか、見通しを伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） それでは、お答えいたします。

千頭温泉の調査の目的と今後の町の対応ということで御質問ですが、議員おっしゃるとおり、今回の調査の目的は千頭温泉の今後の復旧方法を検討する資料としたいものでございます。

調査の内容としましては、揚湯試験、ガス量調査、それから温度検査ということで、3つの項目を依頼したいと思っておりますが、揚湯試験では安定水、これはポンプを入れた場合のくみ上げる深さの試験。それから、揚湯方法ですか、これはいろいろ揚げる方法がありまして、エアリフト方式というんですか、圧縮空気を入れてのくみ上げという方法も可能かどうかを調査するものでございます。それから、ガス量調査では、ポンプの機種を選定。ガスが今出ているというような状況ですが、これはガス対応の機種が必要かどうかという判断です。それから、温度検査では、あそこは単純泉ですので、温度が25 以上なければ温泉と言えないというようなこともありますものですから、ポンプを入れた場合、25 以上の位置ですか、ポンプを据えつける位置などを調査するというその復旧方法のお話をするものでございます。

議員おっしゃるとおり、いろいろな形の方法等も検討したいと思っております。温泉審議会の方でも継続の方向で、方針で検討をという御意見がほとんどですが、全員がそういった方向で検討せよという御指示ですので、その方向で今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 継続ということは、当面それは、先ほども述べたように大事だと思うんですけども、この契約ですね、配湯しますよということを、契約の内容が、温泉が枯渇した場合とか、配湯できなくなった場合にはどうするという規定がないというふうに聞いたんですけども、どうする考えですか、そのときには。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 温泉が将来とも出るという前提で契約は結ばれているというふうに思っています。ただ、何らかの事態があって、温泉がとまってしまったという場合です。そのときには、今、島田市でやっている、あるいは川根本町がやっている、よその温泉を加えてというような一つの方法もあろうかと思えますし、あるいはその事情をわかっていただいて、どうしてもその不可抗力で出ないということになれば廃止せざるを得ないというような場合もあり得るんだろうというふうに思っています。ただ、現在は何とかして温泉を継続させたいという思いの中で、温泉として、要するにその成分を持っているのかという問題と、それから25以上の温度を持っているのか、そのいずれかが満たされないと温泉としての表示はできないということになるわけでありますので、そのための調査をまずとりあえずしたい。そして、ガスが発生して、今回の事態が発生しているわけでありますので、ガスの量も調査する。その上で対応を考えていきたいということでございます。

したがって、まず温泉としての成分なり、温度を持ち得るのかというのがまず1つの大きな問題だというふうに思っています。何とか供給を続けていきたいという思いでの今回の調査だということを、まず御理解いただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（板谷 信君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 25 分